

砺波市農業委員会 3月総会議事録

開催日時 平成28年3月7日(月)午後2時
開催場所 砺波市役所 3階 大ホール
委員定数 27名
内訳 法第7条第1項選挙による委員21名
法第12条第1号による委員3名
法第12条第2号による委員3名

委員の現在数 26名

出席した委員 22名

1番	神田誠一	17番	中村尚則
2番	江村一義	18番	信田哲男
3番	柴田博基	19番	島田壽一
4番	館康弘	20番	梅本恵子
5番	平木哲	21番	神島敏之
6番	眞田猛	22番	渡邊秀明
7番	朝日俊子	23番	五嶋哲夫
8番	松本忠美	24番	高嶋弘美
10番	横山敬一	25番	五嶋親秀
11番	土居野哲	27番	小林信一
14番	満保秀雄		
16番	堀稔穆		

欠席した委員

12番	永田喜一	15番	山本甚克
13番	浅井保夫	26番	吉田孝夫

傍聴人

なし

出席した事務局職員

事務局長 老松 司 主 査 蓮川 和博 主 査 加門 智子

付 議 案 件

議事

- 議案第 47 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第 48 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第 49 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による賃借権（使用貸借権）設定転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第 50 号 砺波市農用地利用集積計画（第 9 1 次）の協議に対し意見決定について

協議事項

- 協議事項 1 号 平成 28 年度砺波市農作業等標準料金について

報告事項

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について
- 報告第 3 号 農業生産法人の設立届出について
- 報告第 4 号 砺波市農用地利用集積計画の変更について
- 報告第 5 号 平成 28 年度砺波市農業委員会総会日程について

(開会 14:00)

- 老松事務局長 定刻となりましたので、ただ今から砺波市農業委員会 3 月総会を開催いたします。本日は山本会長が欠席でございますので、会議に先立ちまして、松本職務代理よりご挨拶を賜りたいと思います。
- 松本職務代理 春になりまして農作業もこれからということで、何かと気忙しい今日この頃ではないかと思えます。本日は山本会長が欠席ですので、私の方で議事を進めさせていただきます。ご案内がいつてるかと思えますが、3時から農業委員会法の改正の研修会がございますので、それまでにスムーズに終えたいと思えますので、皆さんのご協力をお願いします。
- 老松事務局長 本日は在任委員 26 名中 22 名の出席です。よって、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定により、本日の総会は成立していることを報告いたします。それではこの後は、お手元の総会日程に基づき進めさせていただきます。農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により、議長は、会長が務めることになっていますが、本日は山本会長が欠席ですので松本職務代理をお願いいたします。
- 議長 それでは、議事録署名委員の選出を行います。議事録署名委員は 2 名とし、議長指名により決定といたしますがご異議ございませんか。
- 委員 (異議なしの声あり)
- 議長 異議なしとのことですので、議席番号 23 番五嶋哲夫委員、議席番号 24 番高島弘美委員を指名いたします。
- 蓮川主査 議案書の 1 ページ議案第 47 号をご覧ください。今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請は 3 件でございます。1 番、譲受人は砺波市 **、** (氏名)、申請地は砺波市 **、田、466 m²でございます。別冊の農地転用申請位置図の 1.2 ページの地図とあわせてご覧ください。申請地の農地区分は「第 3 種農地」、都市計画法上の用途地域 (二種中高層) の指定がある地域に位置する農地の転用でございます。市街化の傾向が著しい区域にあります。農地転用の許可基準は、「第 3 種農地は許可をすることができる。」に該当します。事業計画につきましては、申請地は区画整理事業が完了した ** 市街地にあり、医療機関や大型商業施設ほか各種店舗に近く利便性のある場所であることから、優良な住宅地が提供できると判断し、4 世帯が入居できる軽量鉄骨造、2 階建、建築面積 119 m²の共同住宅を建設するため、農地を転用するものです。2 番、譲受人は砺波市 **、** (氏名)、申請地は砺波市 **、田、453 m²でございます。この案件は、昨年 8 月の農振除外の願い出があった農地転用の申請でありまして、3 ページの議案第 48 号の案件 5 番と 6 番、また 5 ページの議案第 49 号の案件 1 番と関連しております。位置図の 3.4.5.6 ページの地図と

あわせてご覧ください。この4件に係る概要としては、**氏が所有の田を子の**氏に譲り渡し、農家分家住宅を建築しようとして計画したところ、隣地の申請人所有の田が昭和52年度に無断転用し、農業用納屋2棟が建築されていたこと、また、お互いの境界が公図上では直線になっていないことがわかりました。そのため、無断転用の是正と公図の修正、及び**氏の農家分家住宅の建設のため、4件に分けて転用申請するものであります。2番目の案件に関しては、申請地の農地区分は「第2種農地」、住宅用地等の連たんしている土地に近接し、農用地が10ヘクタール未満の地域に位置する農地の転用でございます。市街化傾向区域にあります。農地転用の許可基準は「集落接続」に該当します。申請内容としては、昭和52年に申請者の亡き父が、申請地に2棟合わせて建築面積95.97㎡の2棟の納屋を無断転用し建築していたことから、申請者から始末書が添付されて、正式に転用手続きをとるものであります。3番、譲受人は砺波市**、**（氏名）、申請地は砺波市**、畑、246㎡でございます。資料7.8ページの地図とあわせてご覧ください。申請地の農地区分は「第1種農地」、土地改良事業実施区域内農地に位置する農地の転用でございます。農地転用の許可基準は「集落接続」に該当します。事業計画は、申請者は**地内に土地を賃借し、工務店を営んでいますが、敷地が狭く効率的な作業が行えない状態にあります。そのため、会社役員である申請者は、自社のため貸倉庫を建築し、工務店へ賃貸する計画をいたしました。既存地隣接などの適切な場所を確保しようとしたが、見つかりませんでしたので、実家横に隣接している格納庫と一体となり、効率的な作業を進めることができる耕作に適さない不整形な畑を転用し、建築面積117㎡の貸倉庫を建築するものです。今月の農地法第4条第1項の規定による転用許可申請の合計は、3件、3筆で1,165㎡です。以上です。

議長 長 只今、事務局より内容説明しました案件につきまして、ご意見及びご質問等ございませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 長 神島委員、どうぞ。

神島委員 1番につきましては、この地域内では水稻ができないということで、アパート経営を行いたいという申し入れでありました。用途地域内ですのでやむを得ないと同意をしております。

議長 長 他にございませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 長 横山委員、どうぞ。

横山委員 2番につきましては、去年の8月にも議題にあがりましたが、昨日も家に行って話を伺ってきました。地図を見てのとおり、ここの地面は区切りが入り組んでいます。地図の上には道がありますが、道は建設省の地面で、**さんの家も建設省の地面の上に立っています。地図はわかりやすく色分けしてありますが、まっすぐな面と先に納屋が建っているのも見てしまし

た。息子さんの家を建てるということで、境界線等々をこの際きれいにした
たいということで、それが一番いいと話してまいりましたのでよろしくお
願いします。

議 長 他にございませんか。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 満保委員、どうぞ。

満保委員 3番についてですが、申請人は義理のお父さんが亡くなられて工務店を継
いでおられます。もともと**の貸倉庫でいろんな業務をしておいでまし
たが、その**が事情により止められ、作業をする場所が見つからなかつ
たということです。その間、自宅の敷地内でブルーシートを張りながら作
業をしておいでしましたが、業務を拡大したいということで、畑を転用した
いと報告を受けており同意いたしました。

議 長 他にございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議ないようですので採決をとります。議案第 47 号農地法第 4 条第 1
項の規定による転用許可申請について賛成の方は挙手をお願いいたし
ます。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成につき承認といたします。続きまして、議案第 48 号農地法第 5
条第 1 項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
を議題とします。事務局より説明願います。

蓮川主査 議案書の 2 ページ議案第 48 号をご覧ください。今月の農地法第 5 条第 1
項の規定による所有権移転転用許可申請は 10 件でございます。1 番、譲
受人は砺波市**、** (法人名)、譲渡人は砺波市**、** (氏名)、
申請地は砺波市**、田、838 m²でございます。資料 9.10 ページの地図
とあわせてご覧ください。申請地の農地区分は、「第 3 種農地」の指定が
ある地域に位置する農地の転用でございます。住宅の用若しくは事業の用
に供する施設が連たんする市街化の傾向が著しい区域にあります。農地転
用の許可基準は、「第 3 種農地は許可をすることができる。」に該当します。
事業計画は、申請地は用途区域に隣接し、医療機関や大型商業施設、飲食
関係の店舗、学校、駅に近く利便性のある場所であることから、優良な住
宅地が提供できると判断し、3 区画の分譲宅地として転用するものです。
2 番、譲受人は砺波市**、** (氏名)、譲渡人は砺波市**、** (氏
名)、申請地は砺波市**、田、232 m²でございます。資料 11.12 ページ
の地図とあわせてご覧ください。申請地の農地区分は「第 3 種農地」、都
市計画法上の一部用途地域 (準住居) 内に指定がある位置する農地の転用
でございます。市街化の傾向が著しい区域にあります。農地転用の許可基
準は、「第 3 種農地は許可をすることができる。」に該当します。事業計画
は、申請者は自動車を 2 台所有していますが、自宅敷地が狭く 1 台は道路
沿いの駐車し、交通の支障となることがあります。今後子どもが自動車を

所有した場合に駐車スペースが不足することから、転用して建築面積 86.7 m²の車庫兼物置を建設し、解消を図るものです。3番、譲受人は府中市* *、* * (氏名)、譲渡人は砺波市* *、* * (氏名)、申請地は砺波市* *、田、87 m²他 1筆、2筆 404 m²でございます。資料 13.14 ページの地図とあわせてご覧ください。申請地の農地区分は「第 3 種農地」、都市計画法上の用途地域(準工)の指定がある地域に位置する農地の転用でございます。市街化の傾向が著しい区域にあります。農地転用の許可基準は、「第 3 種農地は許可をすることができる。」に該当します。事業計画は、申請者は東京都内に定年後の生活を送っていますが、南砺市で生活する母の介護等を考慮し、妻と一緒に砺波市内へ転居することとしました。申請地は、区画整理事業が完了した砺波市街地にあり、* *や大型商業施設ほか各種店舗に近く、利便性のある場所であると判断し、1階建、建築面積 109 m²の一般住宅を建設するため、転用するものです。4番、譲受人は砺波市* *、* * (法人名)、譲渡人は砺波市* *、* * (氏名)、申請地は砺波市* *、田、187 m²他 3筆、計 4筆 975 m²でございます。資料 15.16 ページの地図とあわせてご覧ください。申請地の農地区分は「第 3 種農地」、都市計画法上の用途地域(一種住居)の指定がある地域に位置する農地の転用でございます。市街化の傾向が著しい区域にあります。農地転用の許可基準は、「第 3 種農地は許可をすることができる。」に該当します。事業計画は、申請地は区画整理事業が完了した* *市街地にあり、医療機関や飲食関係の店舗、学校、駅に近く利便性のある場所であることから、優良な住宅地が提供できると判断し、4筆に 5区画の分譲宅地を転用するものです。5番、譲受人は砺波市* *、* * (氏名)、譲渡人は砺波市* *、* * (氏名)、申請地は砺波市* *、田、6.88 m²他 1筆、計 2筆 7.11 m²でございます。先ほどの議案第 47 号の 2 番の案件と関連したもので、資料 3.4.5.6 ページの地図とあわせてご覧ください。申請地の農地区分は「第 2 種農地」、住宅用地等の連たんしている土地に近接し、農用地が 10ヘクタール未満の地域に位置する農地の転用でございます。市街化傾向区域にあります。農地転用の許可基準は「集落接続」に該当します。申請内容としては、譲渡人が所有の田を子の* *氏に譲り渡し、分家住宅を建築しようとしたところ、隣地の譲受人所有の田との境界が公図上ではへの字に曲がっていることがわかったので、この機会に直線に修正するものであります。6番、譲受人は高岡市* *、* * (氏名)、譲渡人は砺波市* *、* * (氏名)、申請地は砺波市* *、田、2.04 m²でございます。今ほどの 5 番の案件と関連した案件であります。申請地の農地区分は「第 2 種農地」、住宅用地等の連たんしている土地に近接し、農用地が 10ヘクタール未満の地域に位置する農地の転用でございます。市街化傾向区域にあります。農地転用の許可基準は「集落接続」に該当します。申請内容としては、* *氏が所有の田を子の* *氏に譲り渡し、農家分家住宅を建築しようとしたところ、隣地の譲渡人所有の田との境界が公図上ではへの字に曲がって

いることがわかったので、この機会に直線に修正するものであります。7番、譲受人は高岡市**、**（氏名）、譲渡人は千葉県習志野市**、**（氏名）、申請地は砺波市**、畑、46㎡でございます。資料 17. 18. 19 ページの地図とあわせてご覧ください。申請地の農地区分は「第3種農地」、都市計画法上の用途地域（準住居）の指定がある地域に位置する農地の転用でございます。市街化の傾向が著しい区域にあります。農地転用の許可基準は、「第3種農地は許可をすることができる。」に該当します。事業計画は、区画整理事業が施工済の申請地において、既存宅地と合わせて隣接する内科クリニックの患者への調剤薬局を建設し、専門業者へ賃貸することで安心・安全な薬局を運営していただき、地域福祉や医療の向上を図るものです。なお、申請地は平成 25 年 12 月に土地区画整理法による換地処分畑として登記されましたが、換地以前より住宅敷地として利用していたため、現状は宅地となっていますので、無断転用として申請者から始末書が添付されて申請されました。8番、譲受人は砺波市**、**（法人名）、譲渡人は砺波市**、**（氏名）、申請地は砺波市**、田、299㎡他4筆、計5筆1,257㎡でございます。資料 20. 21 ページの地図とあわせてご覧ください。農業振興整備計画における農用地利用計画の農用地区域からの除外願いが昨年 5 月に提出され、12 月に認可がありました。申請地の農地区分は「第2種農地」、低生産性小集団農地に位置する農地の転用でございます。農地転用の許可基準は、「隣接する土地との一体利用」に該当します。申請者は、土砂採取事業を実施してきた当事業地では、平成 19 年より土砂採取事業を始め、平成 20 年に産業廃棄物中間処理施設の許可を取得し、瓦の破碎リサイクル施設の稼働を始めました。平成 21 年には事業用地の不足から事業場の設置を目的に林地開発の許可を取得し、現在採取した土砂は、砂利採取跡地の復元に使用する埋戻し用土砂として販売しています。今回の計画は、土砂の需要が多く見込まれることから、当事業地の西側及び事業区域の南側隣接地を拡張して新たに採取するものであり、現在耕作放棄地となっている田の所有権を移転し、土砂採取事業用地に転用するものです。なお、この土地には 30 年前に杉が植林され、現在にいたっており、始末書扱いとして転用申請がありました。また、土砂採取後は造成森林として、緑化を推進する予定です。9番、譲受人は砺波市**、**（法人名）、譲渡人は砺波市**、**（氏名）他1名、申請地は砺波市**、田、26㎡でございます。今ほどの8番の案件と関連した案件でございます。申請地の農地区分は「第2種農地」、低生産性小集団農地に位置する農地の転用でございます。農地転用の許可基準は、「隣接する土地との一体利用」に該当します。申請者は、土砂採取事業を実施してきた当事業地では、平成 19 年より土砂採取事業を始め、平成 20 年に産業廃棄物中間処理施設の許可を取得し、瓦の破碎リサイクル施設の稼働を始めました。平成 21 年には事業用地の不足から事業場の設置を目的に林地開発の許可を取得し、現在採取した土砂は砂利採取跡地の復元に

使用する埋戻し用土砂として販売しています。今回の計画は、瓦リサイクル事業を拡大するため、リサイクル前後の製品置き場及びリサイクル施設用地を確保する必要があることから、土砂採取事業用地を拡張するものです。10番、譲受人は砺波市**、**（法人名）、譲渡人は富山市**、**（氏名）、申請地は砺波市**、田、641㎡他2筆、計3筆1,362㎡でございます。この案件につきましても8番、9番と関連した案件でございます。農業振興整備計画における農用地利用計画の農用地区域からの除外願いが昨年5月に提出され、12月に認可がありました。申請地の農地区区分は「第1種農地」、土地改良事業実施区域内農地に位置する農地の転用でございます。農地転用の許可基準は、「隣接する土地との一体利用」に該当します。申請者は、土砂採取事業を実施してきた当事業地では、平成19年より土砂採取事業を始め、平成20年に産業廃棄物中間処理施設の許可を取得し、瓦の破碎リサイクル施設の稼働を始めました。平成21年には事業用地の不足から事業場の設置を目的に林地開発の許可を取得し、現在採取した土砂は砂利採取跡地の復元に使用する埋戻し用土砂として販売しています。今回の計画は、瓦リサイクル事業を拡大するため、リサイクル前後の製品置き場及びリサイクル施設用地を確保する必要があることから、土砂採取事業用地を拡張するものです。今月の農地法第5条第1項の規定による転用許可申請の合計は、10件、21筆で5,149.15㎡です。以上です。

議長 只今、事務局より内容説明しました案件につきまして、ご意見及びご質問等ございませんか。

委員 （「はい」の声あり）

議長 神島委員、どうぞ。

神島委員 1番から4番について、内容は事務局の説明のとおりであります。私の方からも補足説明いたします。1番、2番は1枚の田で、分割して分譲宅地と、水田の前の家の譲受人に車庫として提供したいということでございます。もともとは委託して水稻を作っておいでしましたが、次からは受託できないということで、やむを得ず転用したいということでございます。3番は、この地域の宅地事情がいいということで転用して住宅敷地に提供したいということです。4番につきましては、この地域も小学校に近く、分譲住宅の需要があるため転用したいということでございました。1番から4番全て用途地域内でございますので、やむを得ないと同意をしております。

議長 他に何かございませんか。

委員 （「はい」の声あり）

議長 満保委員、どうぞ。

満保委員 8番から10番につきましては、事務局の説明のとおりです。現地確認しようにも行く場所がわからないくらいの状況です。今後も耕作不能だということ同意いたしました。

議長 他に何かございませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 小林委員、どうぞ。

小林委員 7番について説明いたします。譲渡人の住所は県外で、生まれた所は申請地の横ですが空き家になっています。今後戻って住むことがあるのかどうかわからない状況でございます。無断転用ということで、現在宅地になっていますが、用途地域でもありますのでいたし方ないと同意しました。

議長 他に何かございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議ないようですので採決をとります。議案第48号農地法農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成につき承認といたします。続きまして、議案第49号農地法第5条第1項の規定による賃借権(使用貸借権)設定転用許可申請に対し意見決定についてを議題とします。事務局より説明願います。

蓮川主査 議案書の5ページ議案第49号をご覧ください。今月の農地法第5条第1項の規定による賃借権(使用貸借権)設定転用許可申請は4件でございます。1番、譲受人は高岡市**、** (氏名)、譲渡人は砺波市**、** (氏名)、申請地は砺波市**、田、497㎡でございます。先ほどの議案第47号の2番の案件と、議案第48号の5番と6番に関連したもので、資料3.4.5.6ページの地図とあわせてご覧ください。申請地の農地区分は「第2種農地」、住宅用地等の連たんしている土地に近接し、農用地が10ヘクタール未満の地域に位置する農地の転用でございます。市街化傾向区域にあります。農地転用の許可基準は「集落接続」に該当します。事業計画は、賃借人は高岡市内のアパートに居住していますが、夫婦2人と子ども1人が暮らすには、手狭になってきました。両親の介護や営農の手助け等を考慮すると、両親と近接した場所に住宅を新築したいと計画し、実家近隣の非農用地等を探しましたが、見つかりませんでした。相談したところ、実家横の申請地を使用貸借できるようになりましたので、賃借人が造成し、建築面積108.58㎡の農家分家住宅を新築するものです。2番、譲受人は砺波市**、** (氏名)、譲渡人は砺波市**、** (氏名)、申請地は砺波市**、田、200㎡でございます。資料22.23ページの地図とあわせてご覧ください。申請地の農地区分は「第2種農地」、住宅用地等の連たんしている土地に近接し、農用地が10ヘクタール未満の地域に位置する農地の転用でございます。市街化傾向区域にあります。農地転用の許可基準は「集落接続」に該当します。事業計画は、賃借人は砺波市内のアパートに居住していますが、夫婦2人と子ども1人が暮らすには、手狭になってきました。両親の介護や営農の手助け等を考慮すると、両親と近接した場所に住宅を新築したいと計画し、実家近隣の非農用地等を探しましたが、見つかりませんでした。相談したところ、実家横の申請地を使用

貸借できるようになりましたので、賃借人が造成し、建築面積 69.1 m²の農家分家住宅を新築するものです。3番、譲受人は射水市**、**（法人名）、譲渡人は砺波市**、**（氏名）他3名、申請地は砺波市**、田、1,875 m²他6筆、計7筆 16,642 m²でございます。申請地の農地区分は「農用地」、市町村が定める農業振興整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域であり、農業用排水施設の新設事業が施行されている地域に位置する農地の一時転用でございます。許可基準は、「農用地区域内農地の一時転用」に該当します。なお、砺波土木センターにおいて2月に採取計画認可申請が受理されており、加えて、農用地区域における砂利採取（一時転用）に関する市の同意も受けているものであります。次に、事業計画（砂利採取による一時転用）について説明いたします。当事者（譲受人）は、生コン用骨材の需要を見込んで砂利採取のできる田を探していたところ、**地区で砂利採取している近隣の場所において賃借人をはじめ関係者に採取の同意をしていただくことができたので、計画したものです。採取期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31までの2年間を予定されております。採取量は約94,256 m³、掘削深は10m以内であります。なお、施工にあたっては保安防護柵を設置し、隣接農地から2m以上、公共物件、家屋等の境界からは5m以上の保安距離を残します。掘削勾配は1:1の安定勾配で掘削し、砂利を採取し、採取後は良質土砂による埋め戻しを行い、田に復元するものであります。4番、譲受人は高岡市**、**（法人名）、譲渡人は砺波市**、**（氏名）、申請地は砺波市**、田、2,725 m²他2筆、計3筆 9,175 m²でございます。資料26.27ページの地図とあわせてご覧ください。申請地の農地区分は「農用地」、市町村が定める農業振興整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域であり、農業用排水施設の新設事業が施行されている地域に位置する農地の一時転用でございます。許可基準は、「農用地区域内農地の一時転用」に該当します。なお、砺波土木センターにおいて2月に採取計画認可申請が受理されており、加えて、農用地区域における砂利採取（一時転用）に関する市の同意も受けているものであります。次に、事業計画（砂利採取による一時転用）について説明いたします。当事者（譲受人）は、生コン用骨材の需要を見込んで砂利採取のできる田を探していたところ、**地区で砂利採取している近隣の場所において賃借人をはじめ関係者に採取の同意をしていただくことができたので、計画したものです。採取期間は、平成28年4月1日から平成29年4月30日までの13カ月間を予定されております。採取量は約47,104 m³、掘削深は10m以内であります。なお、施工にあたっては保安防護柵を設置し、隣接農地から2m以上、公共物件、家屋等の境界からは5m以上の保安距離を残します。掘削勾配は1:1の安定勾配で掘削し、砂利を採取し、採取後は良質土砂による埋め戻しを行い、田に復元するものであります。今月の農地法第5条第1項の規定によ

る賃借権(使用貸借権)設定転用許可申請の合計は、4件、12筆で26,514㎡です。以上です。

議長 只今、事務局より内容説明しました案件につきまして、ご意見及びご質問等ございませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 3番につきましては事務局の説明のとおりでございますが、補足説明させていただきます。7筆、約1町6反と大きな土地であります。地区の方と合意があったということで、やむを得ず転用の同意をいたしております。地図を見られたとおり国道へ出る道が狭いので、仮設運搬路をダンプが通るといことです。小学校は離れておりますので、子供たちには関係はないと思います。なお、この中に、先月の総会で農地利用集積計画の協議決定をした農地がありますが、所有者及び農業者から取り下げ願いが出ておりまして、後ほど報告事項で説明があると思いますが集積計画の面積の変更があるということでございます。

議長 他に何かございませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 五嶋委員、どうぞ。

五嶋親委員 2番につきましては事務局の説明のとおりでございます。**地区では経営体育成整備事業を完工したところですが、申請地は事業の除外地ということを確認しておりますので、やむを得ず同意をしたものであります。

議長 他に何かございませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 島田委員、どうぞ。

島田委員 4番につきましては、譲受人は高岡市の業者ですが、**が事業を行い、責任を持つということでございます。**地区では経営体育成整備事業を去年からやっておりますが、一時的な砂利採取ならば許可できるということでもございました。ダンプの出入り口が大きな道路から離れたところでもございまして、とにかく運搬路が小学校の通学路とダブルということでもかなり揉めました。議論した結果、道路に誘導員を必ず配置すると約束を取り付けましたので了承しました。

議長 他に何かございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議ないようですので採決をとります。議案第49号農地法農地法第5条第1項の規定による賃借権(使用貸借権)設定転用許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成につき承認といたします。続きまして、議案第50号砺波市農用地利用集積計画(第91次)の協議に対し意見決定についてを議題とします。事務局より説明願います。

加門主査 別冊の議案 50 号をご覧ください。砺波市農用地利用集積計画（第 91 次）についてでございます。4 月 1 日に公告するものです。市への直接申し出は、利用権を設定する者（貸し手）が**外 530 名、利用権の設定を受ける者（借り手）が**（氏名）外 155 名、利用権を設定する面積は、2,705,466.12 m²でございます。農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業）では、貸し手**（氏名）他 15 名、借り手**（法人名）他 5 名、利用権を設定する面積は、140,653 m²でございます。合計、貸し手 547 名、借り手 162 名、利用権設定面積 2,846,119.12 m²でございます。次ページをご覧ください。地区別利用権設定状況と利用権の設定期間別状況です。次ページからは、各地区別の利用権設定の一覧表です。以上です

議 長 只今、事務局より内容説明しました案件につきまして、ご意見及びご質問等ございませんか。

委 員 （異議なしの声あり）

議 長 ご異議ないようですので採決をとります。議案第 50 号砺波市農用地利用集積計画（第 91 次）の協議に対し意見決定について賛成の方は挙手をお願いいたします。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員賛成につき承認といたします。引き続き協議事項に入ります。協議事項 1 号平成 28 年度砺波市農作業等標準料金についてを議題とします。事務局より説明願います。

蓮川主査 協議事項 1 号平成 28 年度砺波市農作業等標準料金についてを説明いたします。お手元に配布しました資料をご覧ください。昨年 12 月に富山県農業会議より、「農作業等標準料金の改訂について」お知らせがありました。この中では、「農作業標準料金は市町村農業委員会において、検討し決定公示する。」「今回の改訂は、平成 28 年分から平成 30 年分までの 3 カ年を適用期間とする最初の年にあたる。」「対象地域は原則市町村単位で決めるが、近隣市町村との連携を図る。」と示されております。今回の改訂にあたりましては、従来の検討方法と同様に「農作業等標準料金検討会」を 2 月 25 日に開催し、山本会長をはじめ農林振興センター、となみ野農協、農業者団体等の代表 9 名により検討されたものであります。平成 28 年の県農業会議が示した金額には、農作業機械の本体価格がディーゼルエンジンの排出規制によりフィルターの取り付けが義務づけられた影響で、平成 27 年分よりアップしているものが多くありました。また、近年の最低賃金の動向を調査しますとアップしている状況であります。このことにより、平成 28 年度分の料金は、平成 27 年分の料金に上昇率を乗じて算出したので、平成 27 年分と比較しますと若干アップしたものが多くあります。また、内容の標記の方法についても、作業区分については、他市町村との項目を比較検討し、既に使用頻度が少ないものを削除したり、分かりづらいものを見直し整理したり、注釈については一部表現を変更し、記載することにしております。

議 長 只今、事務局より内容説明しました案件につきまして、ご意見及びご質問等ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議ないようですので採決をとります。協議事項 1 号平成 28 年度砺波市農作業等標準料金について賛成の方は挙手をお願いいたします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成につき承認といたします。引き続き報告事項に入ります。報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、報告第 2 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の報告について、報告第 3 号農業生産法人の設立届出について、報告第 4 号農用地利用集積計画の変更について、報告第 5 号平成 28 年度砺波市農業委員会総会日程についてを一括して事務局より説明願います。

加門主査 報告第 1 号、第 2 号、第 3 号、報告第 4 号を説明

蓮川主査 報告第 5 号を報告

議 長 只今、報告第 1 号から報告第 5 号について事務局より報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、報告を受けたということで終わらせていただきます。これで全議案の審議は終了いたしました。これにて閉会いたします。

(閉会 15 : 20)